

## (令和3年度8月改正)介護保険負担限度額認定申請について

令和3年8月から、介護保険制度の改正により、介護保険施設やショートステイを利用する際の負担限度額の認定要件が変更になります。

(対象となるサービス…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 ※有料老人ホーム、グループホームは対象外となります。)

### 【認定要件】

○本人及び世帯全員(配偶者については住民票上世帯が異なる場合も含む)が市民税が非課税であること

○預貯金額(※1)が以下の要件を満たすこと ★第2号被保険者(40歳以上 64歳以下)は除く(※2)

・本人の年金収入等(※3)が **80万円以下**の場合(第2段階)

本人の預貯金額の合計が **650万円以下**であること(配偶者がいる場合は夫婦で1,650万円以下)

・本人の年金収入等が **80万円超 120万円以下**の場合(第3段階①)

本人の預貯金額の合計が **550万円以下**であること(配偶者がいる場合は夫婦で1,550万円以下)

・本人の年金収入等が **120万円超**の場合(第3段階②)

本人の預貯金額の合計が **500万円以下**であること(配偶者がいる場合は夫婦で1,500万円以下)

※1 「預貯金額」とは有価証券、投資信託等も含めます

※2 第2号被保険者の方は、昨年度までと同様に本人の預貯金額 **1,000万円**(夫婦で **2,000万円**)

※3 「本人の年金収入等」とは令和2年1月から12月まで(1年間)の公的年金収入金額(非課税年金を含む)  
+その他の合計所得金額

※※預貯金額が上記の額を越えて非該当になった方でも、年度の途中で要件を満たすようになった場合は、その時点で介護保険負担限度額認定の申請をしてください。申請を受理された月の1日から負担限度額認定の効力が生じます。

### 【提出書類】

認定要件の追加に伴い、提出書類が次のとおり変更となります。

(1および2の申請書については、介護保険課窓口にてお渡ししています。)

- 1 介護保険負担限度額認定申請書
- 2 預貯金等に関する申告の詳細 ※生活保護受給者は不要
- 3 預貯金額等がわかるものの写し(通帳のコピー等)※生活保護受給者は不要  
提出物については、別紙の「対象となる資産の例」をご確認ください。

提出書類に不備があった場合は受理できませんので、ご不明な点は事前に介護保険課給付係までお問い合わせください。

<資産要件の対象となる資産の例>

資産項目	審査	提出物
預貯金 (普通預金・定期預金)	対象	通帳の写し ・口座番号等が分かる(見開き)ページ ・最終残高を含む直近2ヶ月程度の明細ページ (記帳を済ませてからコピーしてください)定期預金証書等の写し
有価証券(株式・国債・地方債など)	対象	証券会社や銀行等の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	対象	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	対象	借用証書など
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属(腕時計・宝石など、時価額の把握が困難なもの)	対象外	—
その他高価な価値のあるもの (絵画・骨とう品・家財など)	対象外	—

【注意していただきたいこと】

- ・通帳の明細ページの写しは記帳を済ませた最新の状態のものをご用意ください。なお、市役所の申請窓口ではコピーはいたしませんので、必ず事前に用意した上でご申請ください。  
(必要に応じ、市役所内の有料コピー機をご利用ください。)
- ・複数の金融機関に取引がある場合は、全ての金融取引における写しの添付が必要です。

疑義がある場合を除き、申告に基づいて審査・決定をします。ただし、適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を追って実施します。基準を上回る所得・資産であったことが判明した場合は、給付を受けた金額の返還だけでなく、場合によっては加算金も課されます。

【申請先・問い合わせ先】 横須賀市 福祉部介護保険課 給付係 Tel046(822)8253【直通】